

第2回
会津坂下町農業委員会総会
議事録

令和8年8月20日（木） 午後3時00分

会津坂下町役場本庁舎3階 大会議室

会津坂下町農業委員会

第2回 会津坂下町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和8年8月20日（木）午後3時00分～3時15分
- 2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室
- 3 出席委員（10人）・出席推進委員（6人）

1番 鈴木 寿夫	2番 鈴木 清介
3番 佐々木 美穂	4番 齋藤 嘉美
5番 渡部 敦	6番 永山 廣隆
7番 藤川 将仁	8番 渡部 淳
9番 橋本 善和	10番 五十嵐 朱美
坂下地区 小林 雅博	若宮地区 山内 和之
金上地区 佐藤 充	広瀬地区 佐藤 仁一
八幡地区 桑原 博之	高寺地区 加藤 康明
- 4 欠席委員（0人）・推進委員（1人）
川西地区 齋藤 文範
- 5 遅刻委員（0人）
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 会期の決定について
 - 第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について
- 7 農業委員会事務局職員
事務局次長 佐藤 良二郎 農地管理係長 長峯 麻美
係員 大場 智鶴

8 会議の概要

議長	本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきまして、ありがとうございます。 それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。 只今の出席委員は、10名です。定足数に達しております。 また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、川西地区 齋藤推進委員より欠席の届出があり6名です。 それでは、第2回農業委員会総会を開会いたします。 まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。
事務局	まず、議案第123号の農地法第3条の案件は、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に議案第124号の農地法第5条の案件は、申請者に対し指令書を交付済みです。 次に議案第125号の農地法第18条の案件は、県との事前協議を経て、7月22日付で異議がない旨の意見を付して県へ進達しましたが、のちに「福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例」に基づき、町が権限移譲を受けている案件であることが発覚し、8月19日付で返送されました。9月24日の常設審議委員会で意見を求め、申請者に対し指令書を交付予定です。 次に議案第126号の会津坂下農業振興地域整備計画の変更については、会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付して回答しました。 次に議案第127号の会津坂下町農用地利用集積等促進計画については、会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付して回答しました。以上、報告します。
議長	それでは議事に入ります。 本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。タブレットは今月の議案に切り替えをお願いします。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員として、5番 渡部委員、6番 永山委員の2名を指名いたします。

議長	日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。第 2 回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 【異議なしの声あり】
議長	異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。 次の日程に入る前に、確認をしておくことがあります。議題の各案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。また、質疑採決は、1 件ごとに行います。
議長	日程第 3 議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	（事務局朗読） 説明に移ります。申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、契約期間、賃借料、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。 1 号案件は、先月開催された第 37 回農業委員会総会議案第 126 号にて農用地区域の用途を農業用施設用地に変更することに対して会津坂下町長より意見を求められた案件であり、8 月 4 日に用途が農業用施設用地に変更となりました。農業法人である被設定人が事業を拡大するにあたり、既存の農業用倉庫が手狭になったことから、当該申請地に農業用倉庫 1 棟を建設するものです。 農地転用許可基準の立地基準は、農用地区域内にある農用地利用計画に指定された用途に供する施設に該当します。 一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、申請地を農業用施設用地にすることに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水は自然地下浸透します。転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。 2 号案件の被設定人は農業法人であり、平成 31 年に当該申請地の一部を転用し、農業用施設を新築、その後、稲藁等保管庫を増設しております。いずれも 200 m²未満の農業用施設であり、許可不要案件でありました。今回新設する農業用倉庫は 48 m²ですが、既存施設と併せると 200 m²を超えることから、当該申請地全体につ

	いて転用許可申請するものです。 一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、申請地を農業用施設用地にすることに對し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水は自然地下浸透します。転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。
議長	1号案件について事務局の調査報告を求めます。
事務局	7月8日に現地調査を行い問題ないことを確認しました。 また、議案書に記載のとおり間違いないことを、設定人、被設定人へ確認しました。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	2号案件について担当委員の調査報告を求めます。
広瀬地区 佐藤推進委員	2号案件について調査の結果を報告します。8月18日事務局とともに現地を確認し、事務局の説明のとおり転用することに問題ないことを確認しました。また8月17日設定人、被設定人へ電話にて議案書に記載のとおり相違ないことを確認しております。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。

	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第 2 号「会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	（事務局朗読） まず、一括方式からご説明いたします。 1 号は公社が金上地区の田 1, 859 m²を借入れ 2 号の広瀬地区の認定農業者である法人へ集積します。 次に所有権移転についてご説明いたします。10 ページをお開きください。 1 号は公社が若宮地区の畑 3, 386 m²を買い入れ、2 号の若宮地区の認定農業者へ売り渡します。
議長	まず一括方式から審議いたします。 1 号、2 号案件について担当委員の調査報告を求めます。
4 番 齋藤委員	2 号案件について調査の結果を報告します。2 号借手へ 8 月 12 日訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	次に、事務局より調査報告をお願いします。
事務局	1 号貸手へ 8 月 17 日訪問にて、議案書に記載のとおり相違ないことを確認しました。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。

	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に所有権移転に移ります。 1 号、2 号案件について担当委員の調査報告を求めます。
5 番 渡部委員	調査の結果を報告します。1 号売手へ 8 月 18 日電話にて、2 号買 手へ 8 月 11 日電話にて議案書の内容を調査したところ、議案書 に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 3 番 佐々木委員の退場を命じます。 ⇒ （佐々木委員退場）
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	3 番 佐々木委員の入場を認めます。 ⇒ （佐々木委員入場）

議長	以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。これをもちまして、第 2 回農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。
----	---

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 8 年 8 月 2 0 日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員